

## 2 令和4年度事業計画について

公益財団法人しまね文化振興財団

# 令和4年度 公益財団法人しまね文化振興財団

## 事業計画書

### 1. 基本方針

しまね文化振興財団は、「島根県文化芸術振興条例」や、文化芸術の多様性を生かし、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との関わりを意識した「文化芸術基本法」等の趣旨に沿い、島根県の伝統文化をベースにした多様な事業の発信を行うほか、次世代を担う子どもたちのための事業や社会包摂を意識した事業にも積極的に取り組む。また「島根創生計画」で掲げられた、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる社会を作るため、島根県全域の文化芸術の振興を図っていく。

令和4年度は、島根県立八雲立つ風土記の丘開所50周年にあたり、記念事業を計画している。また、新型コロナウイルス感染症の影響は続くと言想されるが、文化芸術活動が停滞しないよう、新しい生活様式に対応した事業展開を行っていく。

### 2. 事業実施要旨

- (1) 指定管理施設（島根県民会館、グラントワ、風土記の丘）、管理運営受託（少年自然の家）は、引き続き施設の設置目的に沿って質の高いサービスを提供し、受託者としての責務を果たすとともに、その活動を通じ島根県の文化芸術の振興および児童・生徒に対する教育の一環を担っていく。
- (2) 法人全体の事務の見直しと効率化を継続して進める。労働施策総合推進法（パワーハラ防止法）改正に伴い、職場におけるパワーハラスメント防止により一層取り組む。
- (3) 令和5年度からの次期指定管理獲得に向け、各施設とともに検証と課題解決に向けた検討を進め、夏から秋にかけての公募に応募する。  
専門性の高い人材の確保は財団の強みであり、職員の資質向上のための研修を体系化し継続的に実施する。

### 3. 取組概要

#### (1) 事務局

##### ① 公益信託「しまね文化ファンド」事務局運営事業

県民が、地域文化振興、芸術文化振興、国際文化交流を目的に行う文化事業を助成する「公益信託しまね文化ファンド」の事務局業務を受託し、申請書作成から事業後の手続き終了までサポートをする。

採択団体をはじめ文化ファンドで接した団体・個人との連絡を絶やさぬことでネットワークを構築し、文化団体のハブとなるよう努める。「助成事業記録集」（毎年作成）を県内に広く配布することで文化ファンドの周知と採択団体

の存在や活動を紹介していく。

また、継続活動に対する助言やサポート、他の助成制度の斡旋やアドバイスをを行い、総合的な文化支援窓口としての役割を担っていく。

他の中間支援組織と共同で開催している「助成金合同説明会」のオンライン配信など、新型コロナウイルス禍に影響されない周知・浸透方法を模索し、支援団体の掘り起こしに努める。

○採択実績：令和3年度50件 採択金額55,150千円

○助成金合同説明会：4月、10月 県内各地で開催予定

## ②写真文化事業

島根ゆかりの写真作家並河萬里の半世紀にわたる、島根や世界の歴史と文化の記録を散逸せずに所蔵しているという魅力と強みを生かした事業を展開する。平成30年からスタートしたクローン文化財展の巡回展における並河作品の展示については、新型コロナウイルス感染症により中止、縮小、延期されたため、令和3年度はデジタルデータを映像化し、会場で公開するなど手法を変更して鑑賞機会を提供している。

令和4年度も引き続き、作品活用の多様な視点、テーマに対応するとともに、様々な展示環境に対応できる業務を継続していく計画である。

また、島根県立八雲立つ風土記の丘開所50周年にあたり、記念関連事業に合わせ、島根・松江の古墳時代を世界の文化から俯瞰できる写真作品を提供するなど展示を計画する。

## ③人材育成事業

専門性の高い人材の確保は財団の強みであり、職員の資質向上につながる研修や資格取得補助などを継続して行う。

○新規採用職員研修、公益法人会計研修

○専門分野の研修（舞台技術、学芸、アートマネジメント等）

○テーマを絞った研修

○施設運営上必要な資格の取得・更新費用の補助

## (2) 島根県民会館

### ① 管理運営方針

#### 第3期指定管理期間のテーマ

#### 「県民文化活動の拠点として「しまね文化力」創造のプラットフォームとなる」

「県民文化活動の拠点」である県民会館の機能を最大限発揮し、「文化の力でしまねを元気にする」プラットフォームの役割を担うため、5つの基本方針を掲げ管理運営を行う。

【5つの基本方針】
① 県民が質の高い文化芸術に親しむ場を提供する
② 県民の多様な文化芸術活動を支援し、地域・文化芸術団体の発展を支える
③ 地域の伝統や特色ある地域文化を発掘・発展させ、新しい文化芸術を創造する
④ 県民の豊かな文化芸術活動を育成するため、新しい創造の芽を育む機会を提供する
⑤ 地域・学校・文化芸術団体・公立文化施設等と連携し、県内に文化芸術活動を展開する

この基本方針に基づき、文化事業・文化芸術活動支援事業・広報利用促進事業・貸館事業の各事業を展開する。

令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の文化芸術活動が衰退しかねない危機的な状況を迎えたが、県内の公立文化施設、アーティスト、伝統芸能団体、NPO、民間団体、舞台技術業者など様々な関係団体と連携し、県内文化活動の灯を絶やさないための取り組みを行ってきた。まだまだ活動は停滞気味であるが、地域が再び元気を取り戻すよう、これまで培ってきた島根の文化力を最大限発揮し各市町ホールや県内文化団体など広く県民を巻き込んだ事業を展開していく。

また、県民会館を管理するうえでは、感染防止対策も引き続き重要であり、利用者、職員、各種業務従事者など、県民会館に関わるすべての人が安心感をもって頂くための対策に努める。

令和4年度は第3期指定管理期間の最終年度であり、指定管理者としてのこれまでの知識、経験、ノウハウやネットワークを活かした事業展開に努めるとともに、その成果を次期指定管理に引き続いて行く。

### ② 文化事業

#### 令和4年度テーマ

#### 「文化芸術による新たな価値の創出」～文化芸術による地域創生～

鑑賞事業、育成事業、創造事業の循環サイクルにより事業を展開する。

令和4年度の文化事業では、「県民オペラ制作公演事業」を柱として取り組む。オペラは、歌・音楽・芝居・衣装・美術など様々な広がりがあり、本県出身のプロ歌手、地元オーケストラ、県内合唱団、児童合唱のほか、衣装制作や舞台美術製作にまで専門分野を活かした県民が広く携わる公演の開催を目指す。

また、「島根県民会館名画劇場」は、県民会館が出来て間もない昭和47年にスタートし、令和4年で50周年を迎える。全国でも50年続いた事業は非常に稀であり、この偉業を全国に発信していくための記念イベントを開催して節目を祝い県民に元気を届ける。

文化芸術や劇場の特色を活かした共生社会の実現を目指す取り組み「インクルーシブシアター・プロジェクト」では、令和2年に設立された「島根県障がい者文化芸術活動支援センター アートベースしまねいろ」やグラントワとも連携し、石見地域や隠岐なども含め広く展開する。

このほか、地元マスコミ等と連携する「特別共催事業」として、地元文化団体等の活動にも十分留意しつつ、ツアー日程に配慮した会場確保に協力することで、全国ツアーのコンサート等を誘致し、県民への多様な文化芸術の鑑賞機会の提供に取り組む。

#### a 鑑賞事業（おもな事業）

	事業名	会場	開催日
館内	劇団四季 「ロボット・イン・ザ・ガーデン」	大ホール	8月25日(木)
	名画劇場50周年記念	中ホール	通年
	地元マスコミ等との特別共催事業	大・中ホール	通年
館外	地域ステージ公演 (県内ホール連携公演)	県内文化施設	4月～1月
	しまね映画祭	県内各地	9月～11月

#### b 育成事業（おもな事業）

	事業名	会場	開催日
館内	舞台芸術アカデミー	島根県民会館	通年
	ステージクリエイター養成講座 (次世代養成)	島根県民会館	7～8月
館外	文化芸術による子供の育成事業 (芸術家の学校派遣事業)	県内学校35校	6月～2月

### c 創造事業（おもな事業）

	事業名	会場	開催日
館内	インクルーシブシアター・プロジェクト	島根県民会館他	通年
	県民オペラ 2023「ラ・ボエーム」	大ホール他	2月
館外	県内アーティスト発信公演	県内文化施設等	8月～12月
	しまね映画塾	松江市玉湯町	6月～11月

## ③文化芸術活動支援事業

公立文化施設や文化芸術団体・個人、NPO法人、実行委員会などの主体性を尊重し、自主的な活動がしやすい環境づくりに力を入れて取り組む。また、文化芸術活動についてのノウハウの提供、知識の習得を目的としたセミナーや各種研修会を開催する。

### a 県民、文化芸術団体の文化芸術活動支援

舞台技術等の専門職員のノウハウや事業をコーディネートするなかで培った経験を広く県民、文化芸術団体に提供する。

- 舞台相談窓口・公演支援（出前研修会等）
- 団体支援（しまね映画祭事務局、島根県公立文化施設協議会事務局、アウトリーチネットワーク、子どもアートDAY実行委員会 他）
- 学校活動等支援（島根大学連携、島根県立大学連携、高等学校文化連盟等）
  - ・島根大学定期演奏会、演劇講習会、舞台づくり支援
- 文化団体活動支援（県民手づくり第九コンサート、島根県洋舞連盟等）
  - ・実行委員会、複数の文化団体が実施する公演の舞台づくり支援

### b 公立文化施設等の連携強化

県内各地にある公立文化施設を活性化することで文化芸術活動が盛んになるよう支援する。

- 公立文化施設協議会
- ステージテクニカルアカデミー2022  
（島根県舞台芸術セミナー、島根県舞台技術研修会、舞台スタッフ研修会）
- 地域ステージ（県内ホール連携公演）
- 県内アーティスト発信公演

### c 活動を支援する人材の育成

アートマネジメントや舞台技術を学ぶ機会を設け、地域での活動を担う専門人材の育成を図る。（ステージテクニカルアカデミー2022 再掲）

- アートマネジメント講座
- 島根県舞台芸術セミナー
- 島根県舞台技術研修会
- 舞台スタッフ研修会
- 国家検定試験（舞台機構調整技能士試験）実施〔島根県職業能力開発協会連携〕

#### **d 芸術文化情報の収集・提供**

県民に文化芸術を身近に感じていただくため、県内の文化情報収集・提供や県民会館の情報誌発行等を行う。

- 情報誌「シマカル」発行、WEB 情報発信

### **④ 広報・利用促進事業**

県民文化活動の拠点となる県民会館の役割を発信し、文化芸術活動の裾野が広がるような情報発信に取り組む。また、会館の活動に対する県民の理解促進を図り、来館者や利用者の獲得に努める。

#### **a 広報事業**

ホームページ、SNS、紙媒体などでの広報や地域と連携した販わい事業などを通じて、親しみやすさや魅力発信する。

#### **b 誘客促進事業**

ロビー、プロムナードギャラリーなどを使い、年間を通じて、老若男女を問わず様々な方に販わいの場を提供する。

#### **c 入場券の販売促進**

インターネット上でのチケット販売促進やチケットレス対応など、コロナ対策を兼ねた取組みを進め、県民の方がチケットを買い求めやすい環境を整備する。

#### **d 地域との連携**

松江城の向かいという立地もあり、観光関連のイベント、周辺地域で開催される取組みと連携し、地域の活性化に努める。

## e 利用促進

稼働率・利用料金収入目標

施設名	令和4年度目標	指定管理申請時の目標
大ホール	62%	66%
中ホール	67%	71%
楽屋	25%	27%
会議室	43%	46%
展示・多目的ホール	43%	46%
リハーサル室	68%	72%
利用料金収入	68,000,000円	72,400,000円

## ⑤貸館事業

県民文化活動の拠点として活発に利用される施設を目指し、簡易な料金表の提示や適切な減免を行い、利用者にとって使いやすく公平な貸出を行う。

### a 利用料金の設定、料金表

- 利用を検討しやすい料金表  
冷暖房料を含んだ料金表、モデル料金表の提示
- 割引料金の設定を継続適用  
割引料金により年間を通じた利用促進
- 延長料金の継続適用  
開館時間外の利用者サービス体制を維持するため延長料金を徴収

### b 減免の基準

- 5割減免  
次世代を担う子供たちの豊かな感性や創造力を育む機会を提供するため、現行どおり、小・中学校の行う教育的・文化的な催し物に加え、保育所及び幼稚園が行う教育的・文化的な催し物も、未来への投資として5割減免とする。
- 文化活動についての減免等（2割・3割減免）  
島根県文化団体連合会加盟団体の行う文化活動を始めとする県民の主体的な文化活動について減免を行うほか、通常は一年前からの予約受付を13ヶ月前から優先的に受け付け、重点的に支援する。
- 公共的な活動を行う障がい団体・福祉団体等が主催するものについての減免（2割減免）  
公共的な活動を行う障がい団体・福祉団体等が主催するもので、広く県民福祉の向上に資するものについて、2割減免を行う。



## c その他

### 減免規程（利用料金の減免 条例第15条）

#### 第5条

条例第15条の規定により利用料の減免を受けようとするときは、利用料減免申込書(様式6号)を、利用申込を行う際に提出しなければならない。

2 利用料金を減免する対象事項と減免率は、次のとおりとする。

減免対象事項		減免率
1	教育委員会、児童福祉法第39条第1項に定める保育所（以下「保育所」という。）又は学校教育法第1条に定める学校（以下「学校」という。）が主催して、乳幼児、小学生及び中学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	5割
2	教育委員会又は学校が主催して、生徒（ただし、中学生を除く。）及び学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	2割
3	公共的団体が、慈善を目的として行う芸術文化公演事業	3割
4	芸術文化鑑賞を目的とする団体が、年間4回以上行う芸術文化鑑賞事業。（鑑賞団体対象）	2割
5	芸術文化活動や文化振興を目的とする公共的団体(公益団体等)が行う芸術文化公演事業。（NPO等の法人・団体を対象とする）	2割
6	島根県文化団体連合会及び島根県芸能文化協会またはそれらの加盟団体が行う芸術文化(公演・展示)事業。	2割
7	月2回以上定期的に利用する場合で、理事長が認めるもの。（教室を対象とする。）	2割
8	公共的団体のうち、障がい団体・福祉団体等が主催して行う大会等で理事長が認めるもの。	2割
9	その他、理事長が特に認めるもの。	2割
〔備考〕 1. 1号2号において、教育委員会、保育所又は学校に準じるものが、乳幼児、児童、生徒及び学生等のために教育的、文化的な催し物を行うときも同様とする。 2. 1号、2号において、鑑賞を目的として、乳幼児、児童、生徒及び学生が出演しない場合は、「入場料1,000円以下」の使用料とする。 3. 1号で定める乳幼児、小学生又は中学生、2号で定める生徒又は学生の両方を対象として教育的、文化的な催し物を行う場合、2号を適用する 4. 6号においては、主として当該団体が出演又は出品する場合とする。		

## ⑥利用者サービス向上

すべての県民が等しく文化芸術に親しむことのできる場の提供を目指し、利用者サービスの向上に努める。また、新型コロナウイルス感染症対策を強化し、安全・安心して利用できる環境の整備に努める。

#### **a 利用者サービス向上策**

- チケット販売、チケットレス対応
- 施設利用予約、代替施設の紹介
- 観光案内、周辺エリアの紹介
- 舞台相談窓口の運営（再掲）
- 防犯カメラの設置による安全・安心の提供

#### **b 苦情等トラブルの未然防止と対応策**

毎日実施する朝礼では、施設内で開催される行事や注意事項の職員周知を行い、トラブルの未然防止や対応策の情報共有を図る。

#### **c 利用者等の要望の把握及び対応策**

アンケート・懇談会（意見聞き取り）・メール・会話等から得られた内容を整理し、要望の把握に努める。課題として認識されたものは、情報共有するとともに対応策を協議し迅速な対応を行う。

#### **d 利用時間、休館日**

午前9時から午後10時まで

毎月第2・第4月曜日（祝日と重なる場合は、その翌日）、年末年始（12/29～1/3）、点検等のための臨時休館日

#### **e 新型コロナウイルス感染防止対策**

- 機械式空調機による外気導入利率の継続（換気管理）
- 換気ができない貸し施設の一時的な利用停止（203 会議室）
- 抗菌コーティングによる滅菌（ドアノブ・スイッチ他）
- 長時間利用される調整室など、UVC 照射によるウイルスの不活性化
- 座席カバーの貸出し
- 非接触型検温器の貸出し
- 自立型検温器の貸出し
- 打合せ時の検温管理、手指消毒等の実施
- 会議室利用者へは、アルコールティッシュの貸出し
- 鍵の消毒
- 職員はマスクの着用
- オンライン打合せなどへの対応
- ソーシャルディスタンスを保った予約対応  
（月はじめの予約抽選日には、利用受付場所を変更して対応）
- インターネット回線の提供  
映像配信等への対応（全館で利用可能）

## ⑦施設の維持管理・危機管理

築54年となる建物で老朽化、陳腐化が進んでいる所やバリアフリー化が十分になされていない所がある。そのため、設置者である県と協力し、早期に改修がなされるよう計画作成を行った。出来るだけ早い段階で改修されるよう、今後も働きかけを続ける。

また、年度ごとに行う点検・修繕にも力を入れ、県に施設の状況を適宜報告し、必要な措置を講じていただくことで、利用者にご不便をおかけすることがないよう努める。

### a 個人情報の取り扱いについて

#### (a) 個人情報の取得

利用目的を明らかにし適正な方法で取得する。

#### (b) 個人情報の利用

個人情報保護の重要性を認識し、利用目的の範囲内で利用する。

#### (c) 個人情報の管理

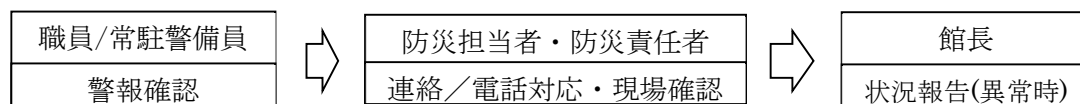
必要な安全対策を実施する。

### b 緊急時の危機管理体制・対応・防災対策について

#### (a) 危機管理マニュアルの整備

基本	危機管理マニュアル		
	事故	テロ・騒動	自然災害
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針</li> <li>判断基準・行動基準</li> <li>基本組織体制</li> <li>危機管理教育</li> <li>危機管理関連書類</li> <li>危機管理関係予算及び執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災</li> <li>停電</li> <li>人身事故</li> <li>設備損壊</li> <li>周辺施設の事故</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不審者侵入</li> <li>爆破予告、爆弾騒動</li> <li>悪臭騒ぎ</li> <li>感染症</li> <li>嘔吐物対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震</li> <li>風水害</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナ対応</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>職員感染</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>貸館対応</li> </ul>

#### (b) 緊急時の対応



#### (c) 防災対策

建物・設備の日常点検を通じて、被害が最小限になるよう努める。

また、消防訓練等の訓練を通じて、職員が適切な対応を取れるよう努める。

地震・風水害・大雪など自然災害発生時には、応急措置などを実施できる体制づくりを行う。

**(d) 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン**（2020年9月制定、適宜改正）

国、県の方針に基づき作成された、新型コロナウイルス業種別ガイドラインを基に、会館の事情も踏まえたガイドラインを提供する。また、利用当日に体調不良等が発生した場合には、危機管理マニュアルにより、利用者への更なる感染拡大防止を図る。

**c 施設の維持管理について**

- 設備の定期的な保守点検の実施、警備・清掃業務の日報報告、職員による日常的な自主保守点検を実施する。
- 施設維持の委託先との連絡を密に取り、円滑な施設運営に努める。
- 舞台設備の点検日程を可能な限りまとめて効率の良い保守点検を行う。

**d 経費の効率的な執行**

**(a) 環境負荷低減への取組み**

- 環境マネジメントシステムへの対応  
仕様書で示された「環境マネジメントシステム」への対応を踏まえ、環境負荷低減に向けた取組みを継続する。

**(b) 維持管理費の堅実な執行**

- 固定費の縮減
  - ・日常業務のこまめな管理により、固定費の縮減に努める。
- 維持管理・修繕・更新コストの抑制
  - ・修繕を行う際は、長寿命・高耐久の性能を持ち、日常的に入手可能な部材選定を基本とする。
- 点検費用の縮減
  - ・保守点検内容は、年度ごとに見直し点検費用の縮減を図る。
- 機械警備による効率化
  - ・夜間警備は機械警備を導入するとともに常時1名が常駐して、警備の効率化を行う。

**e 外部委託・進行管理**

**【進行管理方法】**

- 仕様書は、業務に求める内容、要素を明確にする。
- 作業報告書の提出、現場確認をする。
- 事前協議の場を設け、職員と情報を共有する。
- 日常的な連絡に努め、双方のコミュニケーションを図る。

## ⑧サービス提供体制

### a 方針

安心安全な施設運営を行い、明確な指揮命令のもと、迅速かつ適切な事務処理ができる組織構成を目指す。

### b 職員の研修計画

#### (a)職員の資質向上研修

○職員階層別に必要な時期・部署に応じた研修を実施する。

#### (b)サービス向上を図るための接遇研修

○サービス向上を図るための接遇研修・職場内で行う集合研修・OJT研修・他の研修機関での研修・他の職場の訪問研修などを実施する。

#### (c)専門人材研修

○アートマネジメント研修・全国公立文化施設協会・公共劇場舞台技術者連絡会等が主催する舞台技術研修などへ参加する。

#### (d)セクシャルハラスメント・パワーハラスメント研修

○セクシャルハラスメント・パワーハラスメント防止のため相談員を設置する。

○全職員に徹底するための研修を実施する。（随時）

#### (e)人権・障がい者支援研修

○人権研修・障がい者への合理的配慮等を学ぶ研修を実施する。（年1回）

## ⑨有料駐車場管理業務

県民会館利用者の利便性向上を図るため、設置されている駐車場の管理運営を行う。監視カメラ、クレジットカード・電子マネーなどの非接触型の精算方法の導入など、時代に即した管理運営に努めている。

### (3)いわみ芸術劇場

#### ①管理運営方針

##### 第3期指定管理期間のテーマ

##### 「しまね文化力」構想の実現

～文化の力によって人を育み、心豊かで魅力ある元気な島根に～

##### 令和4年度の重点テーマ

##### 「連携」「協働」「交流」による文化芸術の創造と発信

- (1) 石見地域の芸術拠点としての役割を果たし、地域活力の醸成を目指す。
- (2) 複合施設の利点を活用した新しい文化の創造と発信を目指す。
- (3) 将来の地域・芸術文化の担い手である「子ども」の育成を行う。
- (4) 障がい者の芸術文化活動普及支援・鑑賞支援を図る。
- (5) 地域伝統文化の活性化ならびに発信を目指す。
- (6) 魅力溢れる広報による島根県芸術文化センターのブランド化を目指す。

指定管理第3期最終年の令和4年度は、引き続きコロナ禍における取組み、かつ、大ホール・小ホールの耐震改修工事の影響を鑑みた取組みを進める。

2025年に開催が予定されている「大阪万博」に向けて、日本が世界から再度注目され始める中、県内の文化施設や各種団体等との「連携」「協働」「交流」を積極的に行い、島根の伝統文化や質の高い様々な芸術文化に引き続き取り組み、島根の魅力国内外に発信し観光振興・誘客拡大に寄与するとともに、県民一人ひとりが島根を誇りに思い暮らせる社会の実現を目指す。

具体的には美術館と劇場の複合施設という特色を活かした活動、将来の島根を支えていく子ども達の芸術文化活動支援による定住化の促進、中山間地域に暮らす人々が芸術文化に触れる機会を確保、そして障がい者の芸術文化活動普及支援・鑑賞支援を推し進めることによる多様性の尊重と相互理解の推進を図る。

#### ②文化事業

大小ホールの耐震改修工事期間に、以前から継続的に取り組んでいる石見地域への学校アウトリーチ事業や公立文化施設との連携事業などのセンター外での事業展開をより充実させ、石見地域全体の文化振興に取り組む。実施にあたっては、各地の文化施設や行政・教育機関、民間団体と連携を取りながら進め、各地域との新たな関係構築を目指す。長引く新型コロナウイルス感染症の流行や少子高齢化により、県内の文化活動や地域芸能、公立文化施設の事業は縮小傾向にあるため、令和4年度のセンター外事業を通じて、県西部の現状や

地域課題を直接把握し、今後長期的視野で取り組むべき地域文化振興策を探っていきたい。

このほか、センターが位置する益田市内では、グラントワでの小規模な鑑賞事業や人材育成事業（各種講座・ワークショップ）の継続に加え、駅前の空き店舗やグラントワ通り、日本遺産登録地などを活用した中心市街地活性化事業に取り組み、ホール休止による催し減少の影響を最小限に留め、文化芸術による地域活性化に繋げたい。

**鑑賞事業**では、センター外の事業を主とし、益田市街地、各地の学校、公立文化施設、民間団体等と協力し、地域のニーズに沿った大小様々な規模の事業を石見地域全域で展開する。浜田市・江津市では、市立ホール単独では開催が難しい若年層向けのオペラとミュージカル公演をそれぞれで開催し、舞台芸術の鑑賞機会の充実と次世代の鑑賞者育成を目指す。

**育成事業**では、令和3年度に「島根県障がい者文化芸術活動支援センター」との連携事業として開催した公演型事業『にぎやかな日々』を継続し、障がい当事者・支援者・関係団体とのネットワーク作りを目的にした研修事業と並行してこの分野の取り組みとして定着化を目指す。また、センター外では、津和野町において文化芸術を活用した地域課題の解決と地域人材の育成を目的にしたモデル事業に取り組み、地方創生時代ならびに中山間地域における文化芸術の役割を模索する。

**創造事業**では、石見美術館との共同企画事業“ミュージア”において、展示と連動したプログラム開催により、ホール休館期間のセンター全体の賑わい創出と発信に取り組むほか、センター外では、伝統芸能分野での新たな取り組みとして、高校生神楽部を対象としたフェスティバル事業を行い、次世代を担う高校生の成果発表の機会を提供する。若い世代のアイデアを取り入れた企画とし、今後の継続開催も視野に入れながら、伝統芸能の新たな可能性を開く場を目指すとともに発信していく。

#### a 鑑賞事業（おもな事業）

区分	事業名	開催日
センター内	いつでもどこでも音楽祭	通年
センター外	いわみステージ（ホール小・中規模鑑賞事業）	通年
	劇団四季ファミリー・ミュージカル （江津市総合市民センター）	11月3日 （木・祝）
	オペラ『森は生きている』 （おやこ劇場連携 石央文化ホール）	12月4日（日）
	芸術家派遣事業（学校、公民館、福祉施設など）	通年

## b 育成事業（おもな事業）

区分	事業名	開催日
センター内	フランチャイズ芸術団体育成 〔グラントワ合唱団、グラントワ・ユース・コール〕 島根邦楽集団、グラントワ弦楽合奏団	通年
	いわみ舞台塾・いわみキッズ塾	通年
	鑑賞者育成事業～グラントワアートサロン	通年
センター内外	ダイバーシティいわみ（バリアフリー等）	通年
センター外	イワミ・アート・ラボラトリー	通年

## c 創造事業

区分	事業名	開催日
センター内	Museum×Theater ミューシア	5月, 11月, 12月
センター外	しまね伝統芸能祭2022	8月

## ③文化芸術活動支援事業

石見圏域の拠点施設として、県民、文化芸術団体の文化活動を支援し、質の高い公演の場を提供するとともに、文化芸術活動を支える人材を育成する。

また、文化芸術に関する調査や情報の収集・提供を行う。

### a 県民、文化芸術団体の文化芸術活動支援

#### ○企画制作の側面からの支援

- ・アマチュアミュージックフェスティバルは、実行委員会と劇場が共同で企画運営し、益田市内の文化施設を会場にして、公演の場を提供する。
- ・益田糸操り人形は、隠岐の島町において公演を行うほか、これまでも継続して実施している益田市内外での出前公演を充実させ、ホール休館期間を活かした活動の発信と普及を目指す。

#### ○舞台技術の側面からの支援

- ・利用者の要望を実現させるための舞台技術による演出方法の提案や、施設の機能を最大限に活かした舞台づくりを行うための支援を行う。
- ・施設利用者と催事運営について綿密な進行計画の打合せを行い、主催者ならびに観客の満足度の高い公演を成功させるための支援を行う。
- ・大小ホール休館中の影響を受けている利用者を舞台技術面から支援する。  
（具体的には外部での公演支援や、スタジオ等で規模を縮小する主催者の技術相談、再開後の相談など）



## **b 公立文化施設等の能力向上**

### ○企画制作の能力向上方法

- ・「いわみステージ」などの連携事業を通して、ニーズに沿った鑑賞事業を文化施設と共同企画運営することで、各施設の企画制作力を高めていく。
- ・県内の公立文化施設職員を対象としたアートマネジメント研修会を行う。

### ○舞台技術者の能力向上方法

- ・圏域各施設の職員と舞台技術や施設管理の情報交換を行い、地域の文化施設の活性化に努める。
- ・島根県民会館と連携し、県内・圏域の舞台技術者の能力向上につながる技術研修等を行う。
- ・学校や公民館、福祉施設等に於けるアウトリーチ公演の技術サポートを通して、石見地域への支援体制を充実させ、舞台技術の人材育成・技術指導・研修・アドバイスなどを行う。
- ・圏域の伝統芸能団体に対して、演出効果を高めるための効果的な機器の活用法や、技術情報の提供を行う。

## **c 文化芸術活動を支援する人材の育成**

### ○財団職員の育成

- ・各種研修会や公文協などの研修会へ参加し、人材育成に努める。

### ○フランチाइズ芸術団体の育成

- ・団体とともに、他地域において同分野で活発な活動を行っている団体・文化施設等への視察・研修を行い、地域人材の育成に努める。
- ・団体独自の助成金獲得や、他施設との関係作りを促し、団体のセルフ・プロデュース能力を高め、活動のエリア拡大を目指す。

### ○ボランティアスタッフの育成

- ・視察研修・各種研修を実施してスキルの維持やモチベーションの確保に努める。
- ・ボランティアのミーティングへ職員も参加し、意思疎通に努める。
- ・賑わい創出の事業をボランティアと協働して行う。

### ○舞台を支える地域人材の育成

- ・個人・団体に向けた舞台技術の研修会を開催し舞台技術への関心を高めるとともに、地域の文化活動の活性化につなげる。
- ・ホールを中心に行われる耐震工事、舞台設備更新工事の進捗状況を発信し、舞台技術・舞台設備についての知識や劇場の魅力を県民へ伝える。
- ・職場体験やインターンシップの受け入れを積極的に行う。

#### d 芸術文化の情報収集及び提供

- 全国的なネットワークや機関を活用して情報収集（全国公立文化施設協会・劇場音楽堂等連絡協議会など）を行う。
- 各種文化情報誌や文化芸術ポータルサイトへの情報提供を行う。
- メディアを活用した情報提供（プレスリリース等）を行う。
- 利用者や県民に向けて、イベントカレンダーの発行、ポスター掲示やパンフレット配架、チケット販売、インターネット（website、SNS等）を活用して文化情報を提供する。

#### ④広報・利用促進事業

美術館と劇場が実施する展覧会や公演等の文化事業（ソフト面）と、建物そのものの建築的価値や設備の優秀性（ハード面）の両面からグラントワの魅力を広く発信し、館としての認知度向上と観光振興・誘客拡大に努める。

劇場文化事業の広報については、耐震改修工事により大小ホールが使用できない期間中の「劇場離れ」が懸念されるが、地域に向いて島根県内の文化施設等と連携し実施するアウトリーチ事業など、工事期間中であっても島根県西部の芸術文化拠点として地域住民・県民の皆様に文化芸術を届けるための取り組みを続ける劇場の姿を積極的に発信し、県民の皆様の理解を得ながら工事終了を楽しみに待っていただけるよう努める。

ゴールデンウィークイベントや開館記念感謝祭など、センターを身近に感じ賑わいを創出するための誘客事業については、新型コロナウイルス感染症と大小ホールの耐震改修工事の影響により従来通りの規模や内容での実施は難しい状況だが、引き続き、新しい発想や工夫を凝らし「今できること」を実施・発信する。

#### a 美術館広報

##### ①企画展「竹久夢二と乙女たち あこがれの美人、ときめきのモダンライフ」

2022年4月9日(土)～5月30日(月)

##### ②企画展「平川紀道・野村康生 既知の宇宙 | 未知なる日常」

2022年7月2日(土)～8月29日(月)

##### ③企画展「交歓するモダン 機能と装飾のポリフォニー」

2022年9月17日(土)～11月28日(月)

##### ④特別展「受贈記念 彫刻家・澄川喜一の仕事」

2023年2月4日(土)～4月3日(月)

- (a) ターゲットの明確化と戦略的な広報展開
  - 学芸員等と広報戦略会議を重ね、ターゲットや重点エリアを明確化し、戦略的な広報を展開する。
- (b) マスメディアやSNSの活用
  - テレビ・新聞等のマスメディアやSNSを活用し、スピーディー且つ広範囲に届く効果的な広報を展開する。広島・山口からの誘客も視野に入れ、広告・宣伝の効果を高める。
- (c) センター誘客事業の開催による美術館への誘客促進
  - ゴールデンウィークイベントや開館記念感謝祭等のセンター誘客事業開催時には、展覧会と連動させた企画を組み込むなど、美術館への誘客促進に努める。
- (d) 学校等との連携による子どもたちの入館促進のための取り組み
  - ア 小中高生を対象とした取り組み
    - (ア) 授業の一環として児童生徒に団体に入館いただくための営業活動
    - (イ) 学校行事で劇場を利用される学校への営業活動
    - (ウ) 近隣市町と連携し、在住の全小中学生に特別鑑賞券を配布
    - (エ) 企画展の子ども向け鑑賞ガイドを作成し、圏域の児童・生徒へ配布
  - イ 保育園・幼稚園を対象とした取り組み
    - (ア) 近隣の幼稚園・保育園への営業活動
    - (イ) 行事で劇場を利用される幼稚園・保育園への営業活動
- (e) 自治体や地元企業、関係団体との連携
  - 文化団体や地元企業、関係団体と連携し、企画展ポスターの掲示やチラシの配布、前売券販売、センター誘客事業等を行う。
- (f) 福祉施設や障がい者支援施設との連携
  - 近隣市町の福祉施設と障がい者支援施設へ団体入館の営業活動を行う。

## **b センター広報**

- (a) グラントワ・ニュースやイベントスケジュール等の定期刊行物を発行し、全国へ発送する。
- (b) 自治体等の広報誌やタウン情報誌等の媒体を活用し、情報発信を行う。
- (c) ホームページをはじめ、フェイスブックやインスタグラム、ツイッター等のSNSを活用し、常に新鮮な情報を発信する。
- (d) テレビ・新聞などの報道各社を対象に、プレスリリースの発送や事業説明会を開催し、マスメディアへのタイムリーな情報発信を行う。
- (e) 観光情報説明会や県人会など、県内外で行われる各種イベントや会合等に参加しセンターをPRする。(※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、参加せずにチラシ類を送付してPRする。)

### c センター誘客事業

センターを利用した様々なイベントを開催し、誘客を図る。

事業名	会場	開催予定日
グラントワ・レトロ横丁	中庭広場ほか	5月1日(日)
七夕飾り	センター内	7月上旬
夏休みグラントワ探検ツアー	センター内	7月～8月
開館記念感謝祭 きんさいデー	中庭広場ほか	10月上旬
グラナリエ2022	中庭広場ほか	11月～12月

### d 入館者目標

センター全体 70,000人 (島根県KPI)

### e 入場券、観覧券等の販売促進

- 前売券の効率的・効果的な販売
  - ・コンビニエンスストアや各種団体の会報誌を介した前売券販売を行う。
- ミュージアムパスポートの販売促進
  - ・展覧会の魅力を発信し、リピーターの獲得に努める。
- 「ホール友の会」の会員継続と新規獲得
  - ・耐震工事が終了した後も会員を継続や新規入会していただけるよう、工事期間中も劇場事業の魅力を発信する。

### f 県(学芸員等)との連携

- 企画展ごとに広報戦略会議を開催し、学芸部門と連携しながら効果的な広報を展開する。
- 計画に基づいた活動をチェックし、成果と反省を次回以降の企画展広報に活かす。
- 企画展関連イベント等の運営を、県・学芸と協働で行う。

### g 地域との連携

- 自治体、関係団体との連携
  - 近隣自治体と連携し、広報誌への情報掲載やポスター掲示、チラシの配布等を行う。また、芸術文化とふれあう協議会と連携し、近隣市町在住の小中学生の美術や劇場文化事業に対する関心を高め、来館しやすい環境を提供する活動を行う。(石見美術館特別鑑賞券、キッズ&ユースのための芸術鑑賞事業、バス代助成等)
- 学校等との連携
  - 保育園・幼稚園、小中学校、高等学校等と連携し、きめ細かい情報発信と

団体での来館促進に取り組む。

○地元企業や関係団体との連携

文化団体や提携店、同業種組合、バス・旅行会社等、地元企業や関係団体と連携し、ポスター掲示やチラシの配布、チケット販売、誘客事業開催等に取り組む。

○グラントワボランティア会との連携

発送作業や館内を彩る生花等、ボランティア会と連携・協力しながらセンターの運営に取り組む。

○職場体験の受入

職場体験や職場研修等を積極的に受け入れ、学校や行政、企業とともに地域の人材育成に取り組む。

## h 利用促進

○耐震改修工事によりホールを使用できない利用者に対し、スタジオ等での利用方法、他の文化施設の紹介など代替案を提示し、工事後の利用に繋げる。

○オンライン会議や映像配信等が可能な環境を活かし、コロナ禍ならではの貸館利用の促進に取り組む。

○技術的サポートを通じて利用者の発掘・開発を行う。

○文化事業の育成事業等を通じて利用者の発掘・開発を行う。

○将来を担う若者の利用促進に取り組む。

○ホール利用者が耐震改修工事期間中に外部施設を利用する場合の支援体制を整え、ホール再開時の継続利用に繋げる。

○令和3年度の空調増設工事の効果を発揮できるよう、快適な空間の提供に努める。

## i 稼働率・利用料金収入目標

令和4年度は、耐震改修工事により年度を通じて大・小ホールの利用ができないため限られた施設の利用となるが、ホールからの代替利用なども加味し、稼働率と利用料金を以下のとおり見込んでいる。

施設名	2022年度目標	2021年度目標	2020年度目標
大ホール	利用休止	50%	60%
小ホール	利用休止	50%	70%
スタジオ1	65%	55%	75%
スタジオ2	75%	65%	85%
多目的ギャラリー	60%	50%	65%
利用料金収入	6,000,000円	11,950,000円	23,500,000円

## ⑤貸館事業

令和4年度は限られた施設を有効利用し、県民の文化芸術活動の場として、利用者の利便性の向上と施設の有効活用を図りながら、公平な貸出に努める。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、島根県からの指示や要請に基づき、利用中止による利用料の還付や収容人数制限による減免、休館措置などに引き続き対応する。

### a 利用料金の設定、減免基準

- 保育園・幼稚園や福祉団体の減免制度を周知し、利用促進を図る。
- お客様からの要望を受け止め、新たな利用方法を模索する。
- 平日の利用促進を図り、年間利用率の向上に向けて努力する。

	減免対象事項	減免率
1	教育委員会、児童福祉法第39条第1項に定める保育所(以下「保育所」という。)又は学校教育法第1条に定める学校(以下「学校」という。)が主催して、乳幼児、小学生及び中学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	5割
2	教育委員会又は学校が主催して、生徒(ただし、中学生を除く。)及び学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	2割
3	公共的団体が、慈善を目的として行う芸術文化公演事業。	3割
4	芸術文化鑑賞を目的とする団体が、年間4回以上行う芸術文化鑑賞事業。	2割
5	島根県文化団体連合会及び島根県芸能文化協会、又はそれらの加盟団体が行う芸術文化事業。	2割
6	月2回以上定期的に利用する場合で、理事長が教養講座として認めるもの。	2割
7	月2回以上定期的にスタジオ1を文化団体が利用する場合で、理事長が認めるもの。	5割
8	公共的団体のうち、障がい団体・福祉団体等が主催して行う大会等で理事長が認めるもの。	2割
9	その他、理事長が特に認めるもの。	2割
<p>[備考]</p> <p>1、1号、2号において、教育委員会、保育所又は学校に準じるものが、乳幼児、児童、生徒及び学生のために教育的、文化的な催し物を行うときも同様とする。</p> <p>2、1号、2号において、鑑賞を目的として乳幼児、児童、生徒及び学生が出演しない場合は、「入場料 1,000円以下」の使用料とする。</p> <p>3、5号においては、主として当該団体が出演又は出品する場合とする。</p>		

## ⑥利用者サービス向上

優れた文化芸術に親しむ場を提供するため、多様な来館者に対し、常に親切丁寧な受付や案内を心がけ、サービスの向上に努める。また、新型コロナウイルスに関する最新情報の入手に努め、感染防止対策を徹底しお客様に安心して来館していただくためのサービス拡充を図る。

### a 利用者サービス向上策

- (a) バリアフリー設備や備品の備えなど障がい者、高齢者等への支援と配慮
- (b) 公演時の託児サービスや授乳室など乳幼児や子育て親子の支援と配慮
- (c) 工事期間中は施設見学ができないため、WEBでの閲覧資料を充実
- (d) 観光客へ観光や交通情報の案内
- (e) 専門研修を受けた職員を配置し、お客様の要望に柔軟に対応
- (f) チケット販売や会員受付、利用料納付時のキャッシュレス決済手段の拡大
- (g) ホール再開後の稼働を目指し、オンラインチケット販売システム導入準備

### b 新型コロナウイルス等の感染症対策

- (a) 美術館入館者の検温とマスク未着用の方へのマスク配布
- (b) 館内抗菌コーティングを行い利用者が安心できる空間を提供する
- (c) 施設内各所へ消毒液やアルコールティッシュの設置や利用者への配布
- (d) 体調不良や感染予防のための主催公演チケットの払戻し対応
- (e) 空調機の外気導入比率拡大や網戸設置による換気、窓の無い貸出施設への空気清浄機の設置
- (f) ウイルス不活性化のための機器導入
- (g) 各エントランスに検温機を設置しセルフ検温を実施

### c 苦情等トラブルの未然防止と対応策

- (a) 利用する施設の注意事項一覧を作成し、利用者と情報共有
- (b) 苦情・トラブル発生時の速やかな初動対応と、原因究明による業務改善
- (c) 県への迅速な報告と協議
- (d) 苦情・トラブルの情報集約と、職員間での問題共有
- (e) 苦情・トラブルは財団定例会や県との経営会議で検証し、改善策を検討

### d 利用者等の要望の把握及び対応策

- (a) WEB等も活用したアンケートの実施による利用者の満足度の把握
- (b) お客様との対面による会話やインターネット、SNSを通じた意見聴取
- (c) 様々な意見や要望は、財団定例会や県との経営会議で検証
- (d) 全国の劇場、美術館等の参考事例や対応を共有

## **e 利用時間、休館日**

- (a)施設開館時間は、条例に基づき午前9時から午後10時まで
  - 劇場は午前9時から午後10時まで
    - ※劇場においては、利用者の要望により柔軟に対応
  - 美術館は午前9時30分から午後6時まで（令和2年度に変更）
- (b)センター休館日は、毎月第2及び第4火曜日（美術館は毎週火曜日。休日と重なる場合は開館とし、翌日以降の最初の休日でない日を休館とする）と年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）
  - ※ただし、来館者多数見込日は県と協議のうえ、休館日を変更
- (c)令和4年度の石見美術館臨時開館日
  - 令和4年5月6日（金）--GW期間中の平日、企画展開催期間中
    - ※令和4年12月29日（木）に振替
- (d)令和4年度のセンター臨時開館日は予定なし

## **⑦施設の維持管理・危機管理**

### **a 個人情報の取り扱いについて**

- (a)個人情報の取得にあたっては、利用目的を明らかにし適正な方法で取得する。
- (b)個人情報の利用にあたっては、個人情報保護の重要性を認識し、利用目的の範囲内で利用する。
- (c)個人情報の管理にあたっては、必要な安全対策を実施する。
- (d)個人情報保護士資格取得者を配置し、各部署に置いて個人情報の管理を徹底する。
- (e)島根県個人情報保護条例第9条の2に基づき、定められる協定書内容を遵守するとともに島根県情報公開条例第36条の規定についても遵守する。
- (f)島根県情報セキュリティポリシーの内容を、全ての職員ならびに外部委託事業者に浸透するよう努める。

### **b 緊急時の危機管理体制・対応・防災対策について**

- (a)危機管理マニュアルの見直しや手順の遵守、県と連携の下、迅速に関係機関に連絡できる体制を構築する。
- (b)訓練やシミュレーションを警察、消防、災害体験者を交えて実施する。
- (c)ゲリラ豪雨や大地震など突発的な危機を速やかに確認するように努める。
- (d)益田市の一時避難所として受入体制を確立する。
- (e)警察等関係機関と定期的に情報交換を行い、不測の事故、犯罪を未然に防



ぐように努める。

- (f)年間を通じ、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染症対策、倒木防止の為の点検などを行い緊急時対応を検討する。
- (g)全公文による「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に、施設の特性を踏まえた「いわみ芸術劇場ガイドライン」を提供し、感染状況に応じて今後も適宜改正して更新する。
- (h)劇場利用者の中で体調不良等が発生した場合の対処方法を定めたフローチャート、財団が定めた職員等の感染疑い時のフローにより、感染拡大の防止を図る。

### **c 施設の維持管理について**

- (a)指定管理業務の仕様基準を確実に履行、達成する。
- (b)点検・検査を適切、確実に履行する。
- (c)省エネルギー対策の新たな取組みを検証・実施し、環境負荷の低減に取り組む。
- (d)中長期修繕改修計画や予防保全の取組みを徹底する。
- (e)清掃部門、警備部門、テナントのショップ、レストランとも連携し、設備、備品の維持管理に努める。
- (f)利用者の多様な要望に応えるため舞台技術職員のスキルアップを図るとともに舞台施設を適切に管理・維持し利用者全てに安全・安心・良質な舞台芸術を振興する。
- (g)ホール改修後も安全にホールが使用できるよう、工事業者・県担当者との連絡調整を密に行う。
- (h)舞台・音響・照明の各機構や備品の適切な整理・維持管理に努める。
- (i)指定管理者の仕様書で定められた、舞台・音響・照明の各機構や楽器等の設備に対する保守点検委託業務を管理する。
- (j)舞台・音響・照明の各機構や設備など中長期的な修繕改修計画の見直し検討を行う。
- (k) 特定天井改修工事、またそれに伴う各工事に向けて、施設管理者として県・関係各所と調整する。

### **○経費の効率的な執行**

- ・利用料金の収入確保、増収に努力する。
- ・文化事業の増収に努力する。
- ・文化事業における公的補助金や民間助成金の獲得等ファンドレイズに努める。
- ・経費削減、効率化に一層取り組む。

## ○外部委託内容、進行管理

- ・委託業務の確実な履行を確認し、課題を把握する。
- ・サービス水準、ホスピタリティ管理を徹底する。
- ・業務評価の提出と委託管理としての評価を実施する。

## d グラントワボランティア会について

グラントワボランティア会は、現在60名（延べ89名）が在籍（令和4年1月1日現在）し、11の部門毎に活動している。今後も連携、協働を図る。

- (a)担当職員の配置と予算措置による活動の充実
- (b)ミーティングや研修会の参加、協力
- (c)ボランティア保険の加入による安心の確保
- (d)ボランティア活動特典の付与（活動時間をポイント換算し、劇場の文化事業補助券、レストラン・ショップ買物補助券と交換）
- (e)ボランティア活動状況の広報と新規会員の獲得
- (f)桜のオーナー（49名）と協働した景観づくり作業

## ⑧サービス提供体制

### a 方針

- サービス向上や危機管理に対応するため、様々な課題に対応できる組織体制とする。
- 芸術監督やアドバイザーのノウハウを、特色ある劇場の事業運営に活用する。
- 必要な資格者、専門人材、人員を適切に配置するとともに優秀な人材を確保する。

### b 職員の研修計画

センターのより良い運営のため、職場内研修の実施や外部機関を利用する職場外研修、コロナ禍においてはオンラインによる研修も積極的に活用し、職員の能力開発を行う。

下記の研修を中心に、できるだけ多くの職員が受講できるよう努める。

- 職員の資質向上のための研修
- サービス向上を図るための接客研修
- 専門研修（広報研修、アートマネジメント研修、舞台技術職員研修 等）
- メンタルヘルス研修、各種ハラスメント研修
- 人権・同和問題研修、障がい者支援研修

#### (4)八雲立つ風土記の丘

指定管理第3期の応募理由及び運営方針に従い、多様化するニーズに対応しながら、共創・協創による歴史文化の振興と地域密着型の活動に努める。

八雲立つ風土記の丘は、古代出雲の中心地である松江市南郊に位置し、数多くの文化財が存在する。それらの遺跡を整備し、総合的に保存活用する目的で、全国で6番目の風土記の丘として1972年9月9日に開所し、令和4年度は開所50周年を迎える。それにあたり記念事業や記念誌発行を計画している。また併せて、写真文化事業室との連携で展示会も計画中である。

管理部門においては、風土記の丘展示学習館の入館料の徴収事務のほか、利用者にもいつも気持ちよく利用していただけるよう施設・設備の維持管理、除草、樹木管理などの業務を的確に行う。

学芸部門では、常設展のほか歴史文化の情報発信と調査研究の成果として開催する特別展<sup>(注1)</sup>、企画展2本、収蔵品展、発掘速報コーナーを、新型コロナウイルス感染症対策に努めながら実施する。また、全国の風土記の丘で唯一の風土記植物園を活用する植物園教室のほか、地域の方々と交流するイベントの開催や数々の普及体験事業を実施することにより風土記の丘への理解と関心を高めていく。

※注1 特別展は仕様書に言う企画展、企画展は従来のミニ企画展に相当

#### ①指定管理事業

##### a 維持管理に関する業務

風土記の丘及びガイダンス山代の郷の施設設備の維持管理、地内に点在する史跡等（山代二子塚古墳、岩屋後古墳、出雲国府跡、大草古墳群、南新造院跡、南新造院瓦窯跡、北新造院跡、山代方墳、山代郷正倉跡、乃木二子塚古墳）の維持管理に関する業務を行う。

○除草、樹木剪定・枝打ち、ゴミ拾い、トイレの清掃や配管の凍結防止、除雪等

##### b 歴史文化の情報発信と調査研究

###### (a)魅力ある展示事業

国の重要文化財に指定された「額田部臣」の銘文入り大刀や「見返りの鹿」などの形象埴輪は全国でも特に注目され、こうした貴重な資料を展示する常設展を通年で開催するとともに、特別展、企画展、収蔵品展を季節に応じて開催する。速報展については必要に応じて実施する。またガイダンス山代の郷では、ロビー展などの各種展示を通じて誘客を図る。また令和4年度は開所50周年にあたることから、これを機に従来の企画展を特別展とし、ミニ企画展を企画展と改め、島根の魅力をアピールするとともに、誘客につとめる。

事業名	開催予定日
開所50周年記念事業 特別展「出雲・石見・隠岐の古墳文化」	9月10日(土)～11月20日(日) ※9月9日(金)記念式典及び内覧会
「収蔵資料展」	4月29日(金)～6月5日(日)
企画展「文字が語る古代出雲」	6月18日(土)～8月21日(日)
企画展「遺跡の年代はどうしてわかるか？」	1月14日(土)～3月19日(日)

### (b)調査研究

収蔵資料及び借入資料をはじめ周辺遺跡に関する調査研究を行うとともに、展覧会開催に向けての調査研究を行う。

### c 青少年等の学習及び交流の場の提供

#### (a)交流・交歓の場事業

こどもまつり、月の宴、国府まつり・出雲国府健康ウォーク（地域連携）、植物園教室（年3回）

#### (b)普及・体験事業

茶臼山登山、史跡見学会、土器づくり・野焼き（こども風土記の丘教室）、風土記の丘教室、健康・歴史ウォーク（公民館連携）

#### (c)その他の事業

館内見学者対応、ニュースレター(DeerNews)、館報「八雲立つ風土記の丘」、開所50周年記念誌の発行

### d インターンシップ・職場体験事業

地元の中学生の職場体験受け入れ、高校生の研修、広く県内外からの大学生などの学芸員実習やインターンシップの受け入れを行う。

### e 歴史文化資料等の提供

展示図録、発掘調査報告や出土資料に関する出版物など専門的で入手が難しい書籍を提供すると共に、あわせて歴史文化に関する図書やグッズを提供することにより、風土記の丘や古代の歴史文化により関心を高めてもらうよう努める。

### f 八雲立つ風土記の丘友の会

風土記の丘の応援団的存在である友の会では、より風土記の丘を理解していただくために幅広い活動を行う。ただし新型コロナウイルス感染拡大に伴い、マイクrobasを利用して実施していた文化財散歩、研修旅行、意宇六社めぐりについては、状況を注視しながら実施していく。

- 文化財散歩
- 研修旅行
- 月の宴お茶席等
- 意宇六社めぐり

## g その他

- 「しまねミュージアム協議会」の事務局として活動する。
- 「出雲國まほろばガイドの会」と連携し、館内の案内やイベント時の体験ワークショップの運営を行う。前年度まで実施した文化庁助成金によるガイド養成講座の成果をもとに、さらなる充実に努める。
- 「こどもまつり」開催にあたっては、「古志原ボランティアの会」など地域の協力を得て実施する。
- 植物園の草取りなどを行う「ニレの会」、地内の清掃活動を行う「少年友の会」（松江地方裁判所）、天理教、個人参加の施設維持ボランティアなど、各種ボランティア団体、個人の協力を得て、より良い環境が保てるよう努める。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止につとめながら、必要に応じて事業内容の見直しに取り組む。

## ⑤「少年自然の家」施設管理運営事業

長年の運営で培ってきたノウハウを基に、利用者ならびに入所者の安全安心に配慮した管理運営を確実に行うとともに、県教育委員会と連携した研修事業や子どもたちが参加する主催事業（自然体験学習事業）にも積極的に取り組む。

また、使用料ならびにシーツ利用料の徴収事務を適切に行うとともに建物、設備等の維持管理を行う。

その他、新型コロナウイルス感染軽症者受入施設として島根県より療養所設置要請時には県担当課（西部県民センター含む）と連絡を密にとり協力していく。

### ①施設維持管理業務

- a 県有自動車（送迎用マイクロバス、ワゴン、軽トラック）の運転並びに維持管理業務
- b 施設設備の維持管理業務（空調機器、ガスボイラー、給排水・消火設備、電気設備等）
- c 環境整備業務（植栽の草刈り、剪定等）
- d 野外教育施設・設備・教具の維持管理業務（ケビン棟、炊飯場等の野外教育施設）
- e 室内活動施設の維持管理業務（体育館、創作棟）
- f 宿泊棟、管理棟等の維持管理業務
- g 給食の維持管理業務（衛生管理、アレルギーへの配慮、メニュー（食材）の公表と事前の相談対応、新鮮かつ安全な食材確保等）  
（令和3年度実績（12月末現在） 延べ1万5千食以上提供）
- h その他の維持管理業務

### ②施設運営補助業務

- 管理業務（広報・啓発、運営委員会開催、予算執行・管理）
- 施設運営補助業務（年間の事業等スケジュール決定、使用許可、受入、備品管理等）
- 施設使用料及びシーツ利用にかかる料金の収納事務 ほか

### ③主催事業運営補助業務

- 少年自然の家が主催して行う自然体験学習事業の補助

○自然体験学習事業一覧（予定）

NO.	事業名	実施時期	参加人数等
1	利用団体指導者研修会（前期） 利用団体指導者研修会（後期）	前期 4/22（金） 後期 7/27（水）	50名 40名
2	家族ではじめよう！ キャンプ講座	① 5/14（土） ② 5/15（日）	各8家族
3	第1回運営委員会 第2回運営委員会	① 6/24（金） ② R5.2/24（金）	各13名

4	チャレンジ・ザ・サマー	8/20(土)～21(日)	20組
5	ジュニア・サマーキャンプ	7/31(日)～8/5(金)	20名
6	ミニ・キャンプ	7/9(土)～10(日)	各12家族
7	子ども探検隊 in 自然の家	10/15(土)～16(日)	40名(小3・4)
8	オープンデー	10/23(日)	誰でも
9	森と海のつどい(アクアス共催)	11/5(土)～6(日)	40名
10	エンジョイ!アウトドア	11/11(金)	西部地区各適応教室
11	かわいい子には旅をさせよう	11/12(土)～13(日) 11/19(土)～20(日)	各32名 (各16名)
12	ジュニア・ウィンターキャンプ	12/24(土)～26(月)	24名
13	ボランティアスタッフ養成講座	R5. 2/11(土)～12(日)	30名(主催事業参加者(小中生))
14	わくわく・ドキドキ・スプリング(新規)	R5. 3/11(土)～12(日)	ひとり親家庭
15	わくわくちびっこデー	原則毎月1回(日)	誰でも